

国立大学法人和歌山大学成果有体物規程

制 定 平成18年 2月24日

法人和歌山大学規程 第 473号

最終改正 令和 5年 3月29日

(趣旨)

第1条 国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）における研究開発成果として生じた有体物（以下「成果有体物」という。）の取扱については、法令その他に定めるもののほか、この規程を定め、もって成果有体物の技術移転等を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「成果有体物」とは、本学において、教員及び附属学校教員（以下「教員」という。）が職務上行った実験・研究等によって得られた次の各号に該当する学術的・財産的価値その他の価値のある試薬、材料、試料（微生物株、細胞株、ウイルス株、植物新品種、核酸、タンパク質、脂質、新材料、土壌、岩石等）、実験動物、試作品、モデル品、実験装置、各種研究成果情報を記録した電子媒体及び紙記録媒体等の有体物をいう。

(1) 研究開発の際に創作又は取得されたものであって、研究開発の目的を達成したことを示すもの。

(2) 研究開発の際に創作又は取得されたものであって、前号を得るのに利用されるもの。

(3) 第1号又は第2号を創作又は取得するに際して派生して創作又は取得されたもの。

2 この規程において、「部局」とは、本学組織規則に定める学部等及び附属機関をいう。

3 この規程において「職務上」とは、成果有体物を得られるに至った教員の行為がその性質上本学の研究・教育等の範囲に属し、かつ、当該教員の本学における職務に属するものをいう。

(成果有体物の帰属)

第3条 教員が本学において職務上又は本学の設備等を使用して得た成果有体物の所有権は、原則として本学に帰属する。

2 教員が本学以外の機関（以下「外部機関」という。）において得た成果有体物は、予め取り交わした契約書等の定めに基づき、その帰属を決定するものとする。

(成果有体物の届出及び届出先)

第4条 教員は、職務上成果有体物を生じた場合は、速やかに書面により学長に届け出なければならない。

2 学長は、前項の届出があった場合は、備品的又は消耗品的なものであって、特に学術的・財産的価値の高いもので本学が管理することが適切とするものは、本学の固定資産管理規程に基づく管理を行わせる（以下「機関管理」という。）ものとする。

3 学長は、前項に定める成果有体物以外の試薬、材料、試料などの消耗品であって、研究開発を行った教員において管理することが適切とするものは、教員に管理させる（以下「教員管理」という。）ものとする。

(成果有体物の管理)

第5条 機関管理又は教員管理において、それぞれの管理者は、届け出られた成果有体物について関係法令等の定める管理方法により適切に管理しなければならない。

成果有体物規程

(管理記録)

第6条 機関管理又は教員管理において、それぞれの管理者は、可能なかぎり成果有体物の管理状況等を、台帳、データベース等で記録しなければならない。

(外部機関へ学術・研究開発を目的として提供する場合)

第7条 本学は、次条に定める場合を除き、外部機関から学術・研究開発を目的として成果有体物の提供を求められた場合は、無償又は有償で提供することができる。有償で提供する場合は、契約締結のうえ行うものとする。成果有体物の提供にあたり、教員は、次の各号を遵守しなければならない。

(1) 事前に相手方に当該成果有体物の取扱いに関する条件を明記した成果有体物提供確認書(第1号様式)を締結させ、承諾すること。

(2) 教員は、当該成果有体物の作成に関わった協力者から文書による承諾を得ること。

(3) 教員は、成果有体物を提供する前に、学長に当該確認書を提出すること。

2 外部機関が、本学から提供された成果有体物を用いて知的財産を創出した場合は、教員は、学長にその旨を報告しなければならない。本学は、その知的財産権等の取扱いについて、外部機関と協議のうえ決定する。

(成果有体物の提供の禁止)

第8条 教員は、成果有体物が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該成果有体物を他に提供してはならない。ただし、第6号と第7号に該当する場合であって、教育・研究の目的で提供される場合はこの限りではない。

(1) 知的財産管理室が提供を禁止したもの。

(2) 法令及び本学の規則等に違反するもの。

(3) 国及び本学の定める倫理指針に違反するもの。

(4) 外部機関の研究者が作成したもので、提供が禁止されているもの。

(5) 個人の情報が特定され得るもの。

(6) 臨床由来のヒト試料。

(7) 提供することにより研究開発に支障が生じるもの。

(外部機関へ産業利用(収益事業)を目的として提供する場合)

第9条 本学は、外部機関から産業利用(収益事業)を目的として成果有体物の提供を要請された場合、事前に相手方と当該成果有体物の取扱いに関する条件を明記した成果有体物提供確認書(第1号様式)を提出させ、契約締結のうえ有償で提供することができる。

2 成果有体物の対価については、研究開発にあたった教員の意見を聴取し、相手方との協議に基づいて決定するものとする。

3 教員は、成果有体物を譲渡する前に、学長に当該確認書を提出するものとする。

4 外部機関が、本学から提供された成果有体物を用いて知的財産を創作した場合は、教員は学長にその旨を報告しなければならない。本学は、その知的財産権の取扱いについて、外部機関と協議のうえ決定する。

(成果有体物の対価の納入)

第10条 有償で本学から成果有体物の提供を受ける者は、当該成果有体物の対価を本学が発する請求書に定める納入期限までに本学の指定する銀行口座に振り込むものとする。

2 本学の指定する銀行口座への入金等に係る手数料は、当該成果有体物の提供先機関の負

担とする。

(教員への補償)

第11条 本学は、成果有体物の提供により収入を得た場合は、その収入から実費等を差し引いた金額の2分の1を補償金として教員及び所属研究室に支給する。

(外部機関からの成果有体物の受入)

第12条 教員は、学術・研究の交流を目的として、外部機関から成果有体物の提供を受入れることができる。この場合に、教員は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 当該成果有体物の提供を受入れる際に、外部機関の研究に関わる者から同意を得ること。
- (2) 当該成果有体物の提供を受入れることが法令及び本学の規則等に抵触しないことを確認すること。
- (3) 提供を受ける成果有体物の取扱等について文書をもって確認する必要がある場合は、相手方と文書を取り交わすこと。
- (4) 当該成果有体物の提供を受けた場合は、外部機関の同意を示す文書を学長に提出すること。

(秘密の保持)

第13条 教員は、成果有体物について、既に公表されたもの、公表することが認められたもの及び秘密を保持することを約した契約等の締結の下に特定の者に開示することが認められたものを除き、公表し又は開示してはならない。

- 2 教員は、原則として外部機関から提供された成果有体物をいかなる者に対しても提供してはならない。
- 3 教員は、原則としてその身分を失った以降は、教員であった期間中に取得した成果有体物を持ち出してはならない。
- 4 教員は、異動又は離職後2年間は、在職中に本学において知り得た成果有体物について、既に公表されたもの、公表することが認められたもの又は契約等において開示することが認められたものを除き、学長の承認を得ずに、公表し又は開示してはならない。

(成果有体物に関するデータ等の取扱)

第14条 成果有体物に関するデータ等の取扱は、第7条から前条の規定を準用するものとする。

(免責)

第15条 本学から外部機関に提供された成果有体物によって当該外部機関の従事者が被るいかなる損害・被害に対して、本学はその責を負わないものとする。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については学長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年2月24日から施行する。

附 則 (平成18年5月10日一部改正：法人和歌山大学規程第516号)

この改正規程は、平成18年5月10日から施行し、平成18年4月28日から適用する。

附 則 (平成19年11月1日一部改正：法人和歌山大学規程第686号)

成果有体物規程

この改正規程は、平成19年11月1日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則（平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1054号）

この改正規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2555号）

この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式

年 月 日

成果有体物提供確認書

国立大学法人和歌山大学（以下、「本学」という。）に帰属する研究成果有体物を下記の条件で
[提供先所属機関・研究責任者]へ提供するものとする。

国立大学法人和歌山大学

研究代表者名

印

1. 研究成果有体物名（研究材料名）および量
2. 使用目的
3. 使用方法
4. 使用場所
5. 研究実施者
6. 研究責任者
7. 同意事項
 - (1) 当該有体物は研究実施者のみが使用し、また第三者に無断で譲渡又は提供しない。
 - (2) 当該有体物は上記使用目的のために使用し、他の目的、特にヒトを対象とした実験には使用しない。
 - (3) 当該有体物に付随して開示した関連情報は、秘密に取扱い、第三者に開示しない。但し、提供時での公知情報についてはこの限りではない。
 - (4) 実験結果は本学に開示すると共に、これを秘密に取扱い、第三者に開示しない。
 - (5) 実験の結果、知的財産が創作された場合は、別途協議のうえ当該知的財産に関して出願をする。
 - (6) 実験結果を公表する場合は、事前に本学と協議する。
 - (7) 当該成果有体物の使用、保存等に関連して生じた損害・被害に対して責任を負い、本学を免責する。

上記事項に同意します。

年 月 日

所属機関名

氏名

印